

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
コスト算定等に関する研究会
(第12回)議事概要

1. 日時: 2024 (令和6) 年9月20日 (金) 15:02~17:05

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川大学経営学部教授)、
大谷和子構成員 (株式会社日本総合研究所執行役員法務部長)、
春日教測構成員 (東洋大学経済学部教授)、
北口善明構成員 (東京工業大学学術国際情報センター准教授)、
砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)、
長田三紀構成員 (情報通信消費者ネットワーク)

(2) オブザーバ:

一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

(3) 事務局 (総務省総合通信基盤局):

堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

(1) 事業者等ヒアリング③

- ・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
- ・ KDDI株式会社
- ・ ソフトバンク株式会社
- ・ 株式会社NTTドコモ
- ・ 一般社団法人テレコムサービス協会
- ・ 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

(2) 意見交換

5. 議事録

【寺沢係長】 事務局でございます。定刻になりましたので、会議に先立ちまして事務局から御案内させていただきます。

本日は、オンライン会議による開催となりますことから、皆様が御発言を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、ハウリングなどの防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合にはチャット機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

なお、本日の資料には構成員限りの機微な情報も含まれておりますため、システムにおける表示では傍聴者用の資料を投影させていただきます。

構成員の皆様におかれましては、構成員限りの情報については、あらかじめメールでお送りしておりますので御覧ください。

また、御発言いただく際には、当該情報の内容には具体的に触れていただきませんようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査をお願いしたいと存じます。

関口主査、よろしくをお願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会第12回会合を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【望月課長補佐】 事務局でございます。

本日の資料は、議事次第、資料1から7まで及び参考資料1から3までであり、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省ウェブサイトをお案内しております。

なお、資料7は前回のヒアリングにお越しいただいたアルテリア・ネットワークス様に対し、前回会合後に構成員の先生方から追加でなされた質問に対する同社からの回答になってございます。以上でございます。

【関口主査】 それでは、議事に入ります。

前回会合に引き続き、本日も事業者や関係団体からヒアリングを実施いたします。

まず、前々回の第10回会合において、構成員の皆様から質問が出ていた事項での回答をNTT東西様からお伺いいたしたいと思います。そして、本日の議事次第にもごさいますように、5つの事業者等の皆様から順次御意見、御提案を頂戴いたし、最後にまとめて意見交換を行わせていただきたいと思います。

それでは、まずNTT東西様、よろしくお願ひいたします。

【西日本電信電話株式会社】 NTT西日本の木下でございます。

今、関口さんからありましたけれども、前回会合で構成員の皆様から頂いた御意見とか御質問に対する回答を1番、2番でさせていただいた後に、3番、4番で負担金を徴収する対象、それから各種報告について意見を述べさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次のページお願ひいたします。まず、前回会合で、関口さんより下段赤字の記載において、既設設備を使った場合の費用の扱いについて触れましたところ、分かりにくいといった御指摘も受けましたので、申し上げたいことを書き下したページがこの次のページでございます。

1つ目が、まず公設設備、それから新規設備として構築した設備のほかに、効率的な設備構築を行うために事業者が設置する既設の電柱等を用いたほうが全体コストとして安くなる場合については、そのコストも交付金の対象とすべきといったところをまず書かせていただいております。2つ目が、コストを交付金に織り込む算定方法としては費用を加算する方法が単純で分かりやすいのではないかという御提案、それから3つ目で、何の費用を加算するのかという点におきましては、事業者が設置する既存の電柱等を利用する際に加算するコストについては、透明性の観点から認可を受けている接続料がある場合はそれを用いることが適切だということを書かせていただいております。下の図は、単純に費用の中に既設利用分も含むべきだということを書かせていただいた図でございます。

次のページをお願ひいたします。これは当社が例えば電柱とか公道を使った場合の接続料の認可を受けてございますので、それを参考に書かせていただいているところでございまして、上段に書きましたけれども、既設の設備を用いた場合、この単価を掛けて、コスト算定すればよいのではないかといったことを考えてございます。

次のページお願ひいたします。このページは今申し上げたことを前回会合の資料にはうまく書けていなかったものですから、前回会合の資料を修正したものになります。どこを修正したかというところ3ポツ目を追加したところ、それから図表の中では既設設備に関わる

算定式のところもしっかり書き下した部分、それから、施設保全費等のところの小さいところの※印のところ、除却に関する費用の部分についても、基本的には設備更新に際して生じる除却損・撤去費用は減価償却費と同様の扱いとし、個別把握して入れてほしいことの前回表現が分かりにくかったものですから、ここについてももしっかり書かせていただいているところでございます。

次のページお願いいたします。ここは維持管理において事業者が行う設備更新において、最初に譲受した設備が壊れたりした場合等で、2回目つくるときの減価償却費の話でございます。これは前回出した資料と同じですけれども、5番のところ、サービス維持のための設備更新と書いてありますけど、前回、サービスマイグレーションという表現を使っていて、何のことか分からないといったことも御指摘として受けましたものですから、分かりやすいように書いたところでございます。

それから、サービス維持のための設備更新というのは一体どういうことですかというのを、※印に考えることを書かせていただいております。これは、例えば現行の物品が寿命を迎えた場合に新しい現行機種に取り替える場合の設備更新、これは当然ですけれども、あとは市場の技術進展に伴って例えば現行スペックを上回る機種のほうが安価に調達できる場合とか、あと、現行機種がもう既に販売中止になってしまっていて調達ができない場合などを想定していることを書かせていただいております。

最後、丸の3ポツ目で、こういった更新に基づいたものが適切な最小限のコストと言えるのかどうかといったところについては、総務省に報告し、その内容を確認していただきたいといった考えについては変わってございません。

次のページお願いいたします。続きまして構成員から、大規模災害とその他の災害というのはどういう考え方で区別しているのかといった点についての御質問と、あと事務局資料で、災害対応として別の制度があるのであれば二重計上とならないようにすべきじゃないかといった点も御質問、御懸念を頂いております。

まず、1つ目の丸ですけれども、一般的な災害と、特別損失を計上するような大災害は、いずれの整理にするかは災害の規模等を総合的に勘案して判断するというところで、何か基準が一意に決まっているものではございませんけれども、財務諸表に与える影響等、いろいろ勘案して決めるといったことが答えになります。

それから2つ目の丸ですけれども、事務局資料であった制度というのは3条許可制度というものと想定してございまして、これは特別損失に計上されるような費用があった場合に、

それを交付金として含めるか、含めないかを個別に判断いただく制度かと認識してございます。二重計上になるか、ならないかといった観点におきましては、少なくとも通常の災害は営業費用に入っている、特別損失を計上するのは特別損失に計上するのですけれども、営業費用にも特別損失にもどちらにも計上する費用はございませんので、二重計上することにはならないということについて、ここで明確にお答えをしておきたいと思っております。次のページは、参考で3条許可の省令抜粋です。

次のページをお願いします。ここも構成員から頂いた御質問でございまして、老朽化に伴う故障等の設備取替えについては、ある程度、予見性を持って計画的に実施するものなのかといった点、それから、設備更新費用がどれぐらいかかっているのかといった点について御質問を頂いてございます。

まず、1つ目の丸ですけれども、設備更新のうち老朽化に伴う故障等に伴う設備更新は、耐用年数前後で発生するのが一般的ではあるのですけれども、交付金対象エリアはルーラルエリアでございまして、例えば気象条件が非常に厳しい場合など、必ずしも老朽化の度合いが全国と同一とは限らないといったところから、設備更新の都度、個別把握、個別対応することが適切だと思っております。

それから、2つ目の丸でございしますが、設備更新には老朽化以外にも道路の拡幅工事とか、鳥獣害、それから災害等における損壊というものがありますが、これらは耐用年数期間中でも気象や移転要請など外的要因であることもあって、その発生時期を正確に予見することは困難だといったところから、このような費用も個別対応することが適正ではないかと考えてございます。

あと、どれぐらいの規模なのかといったところについては、サンプルを出ささせていただいてございます。ここは構成員限りの情報とさせていただきますけれども、大体、規模としては数百万から数千万規模のものが年に数件、各エリアで発生しているところでございます。ただ、特別損失を計上するような大災害が起こった場合は当然、この限りではございませんので、規模が大きくなることもありますことについては書かせていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。ここまでが委員の皆様から頂いた質問でございまして、ここからは新たに述べさせていただく意見の部分になります。まず、負担金を徴収する対象でございまして、第二種負担金の算定というのは電気通信事業法規則に基づいて算定されるものではございますけれども、電気通信事業報告規則は、必ずしもこの第二種

負担金の算定のみに用いられるものではございませんので、電気通信事業報告規則の報告の仕方が変わったので、第二種負担金の算定の仕方が変わってしまったといったことがないように、ここはしっかりピン止めをお願いしたいといったところを1ポツ目で書かせていただいております。

2ポツ目は、2月答申において専用役務、それから閉域網通信とかI o T端末の通信に用いるサービスは負担金の対象外とされておりますけれども、現在ローカル5 Gが下の図でいきますと赤い負担対象役務に、入っておりますので、ローカル5 Gを閉域通信として利用する場合は、2月答申に基づいて負担金の対象外とされるように省令に定めていただきたいのが要望になります。

参考に、次のページお願いいたします。今、下の電気通信事業法施行規則のイからチまでの中で、これが負担対象から除かれる回線がこういうものですよと書かれてございますけれども、ここではローカル5 Gの閉域通信が十分読めないのではないかと考えてございますので、例えば、手法の一つですけれども、ここに一つ項目を加えていただいて、ローカル5 Gサービスに対する閉域通信も負担対象外とするといったことが読めるようにしていただくのも一つの手ではないかと思っておりますけれども、こういった感じでローカル5 Gサービスを対象外にしていただくよう何らかの措置を講じていただきたいというのがお願いになります。

次のページ、最後のページになります。これは各種報告の手法と頻度ということで、基本的には事務局様の案に賛同といったところではございますけれども、1点だけ6番、F T T Hの収容ルーターやH F Cの5 Gコアに係る報告ということで、これはまれにブロードバンドユニバを提供するために収容ルーターなどを設置する場合がございますが、右に書いてございます通り、セキュリティとか安全保障上リスクが伴うものなどは公表できないと考えてございます。例えば設置してある町字名とか、最寄りの収容ルーターの設置町字名とか、この辺りはセキュリティリスクがあると思っておりますので、公表の内容について問題がある点については差し控えたく、配慮をお願いしたいといったことを申し上げたいということでございます。

N T T東西からの発表は以上でございます。ありがとうございます。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

次に、K D D I株式会社様から御意見を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

【KDDI株式会社】 KDDIの橋本です。それでは、資料2に沿って御説明させていただきます。1枚おめくりください。

本日、弊社からは6点御説明させていただきますが、1点目は私、橋本から、2点目から6点目までは山本から御説明させていただきます。次のスライドをお願いします。

まず、特異判定式の維持管理係数についてということで、特異判定式の維持管理係数については前々回の会合でNTT東西様から御提案いただいたとおり、透明性担保の観点から接続約款記載の設備管理運営費比率を用いることで問題ないと考えております。

次のページをお願いします。2点目は個別の更新費用の扱いというところで、まず、基本的な考え方として特異判定式については答申にも記載がありますとおり、個々の町字ごとにいずれは標準判定式に移行を検討していくところもございますので、なるべくその費用の対象であったり、費用の配賦の考え方みたいなところは両方式で合わせておくほうが将来的な移行の妨げにならないのではないかと考えております。

そうした観点で見たときに、標準判定式というのがあくまでも平時に一般的にかかるコストをモデル化したものであるということで、例えば個別の更新費用、例えば突風があって1本電柱が倒れたんで、それを交換しますみたいな個別の費用については、直接的には補填の対象になっていない認識でおりますので、特異判定式についてもこうした個別の更新費用については基本的には対象外として考えて、事務局資料にもございましたとおり、設備の老朽化のみに限定するところで制度開始時についてはスタートすることでよいのではないかと考えております。

ただ、大規模災害の発生による特別損失みたいなところについてはかなり金額が大きなものになりますので、こうしたものについては個別の対応で補填できるようにしていく、仕組みをつくっておくということでよいのではないかと思います。

ただ、設備の老朽化を理由とした設備更新であっても、基本的には同スペックへの更新ということが基本だと思いますので、例えば、より値段の高いより上位のスペックの設備に交換するようなものについては、そのほうが安くなるような、特別な事情でもない限りは基本的にはサービス維持の範疇を超えるものとして対象外とする考え方でいいのではないかと考えます。

次のページをお願いします。3点目、放送役務との費用配賦ということで、これも先ほど述べた基本的な考え方に照らして考えますと、放送サービスの費用配賦については標準判定式で3分の2を通信の費用として扱うというところで整理がされていると認識しており

ますので、特異判定式についても、まずは制度スタート地点という意味ではこの考え方に併せて、3分の2の費用配賦として考えていくということではないかと考えております。

ただ、この3分の2というところは制度の運用状況等も踏まえて継続的に検討していくことになっておりますので、標準判定式でも見直すということであれば、それに併せて特異判定式も見直していくところは当然あると考えております。

では次、山本に交代させていただきます。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。スライド5以降は私、山本から説明させていただきます。

まず、特別支援区域の追加的コストの算定のスライドでございます。こちらは先月8月に全国約23万の町字のうち、この1万3,457の町字、こちらが総務省様によって特別支援区域に実際に指定されたところでございます。この特別支援区域の追加的コストの算定については大きく、ここに①、②と書いてありますが、2つの考え方があるわけがございます。

この①は、当該特別支援区域の光ファイバに適用される追加的な接続料を個別負担するイメージですね。一方、この②というものが、これを全国均一接続料原価に含める場合と、分かりやすく言うと①は狭く厚く、②は広く薄くということでございます。こちらは、左側の絵でいうところの追加的コストの長方形の部分、同じ面積を薄く広く平べったくするか、厚く狭くするかというところの話で、これはどちらもそれぞれプロコン、メリット、デメリットがそれぞれあると思っています。

NTT東西さんから御指摘いただいているのは、この接続料原価②ですけれども、含めてしまうと、左の絵でいうところの点線の水準が上がってしまうのではないかとこの御懸念を示されたところでございます。これは御指摘のとおりです。問題は、先ほど実際の町字が指定されたということですので、実際にこれがどの程度、この水準が上に上がるのか、あるいは、これをネグリジブルとは言わないまでも妥当な範囲なのか、許容量を超えそうなのか。

もし、それを薄く広くというのがなかなか難しいということであれば、これは先ほど狭く厚くと申し上げましたけれども、逆にそれは、言葉はよくないかもしれませんが金石料金になりはしないとか、ここは実際に数字をはじいてみて、最終的には比較考量して公平性の問題ですとか、あるいは制度の運用をいかに簡潔にできるかというところを

総合的に判断するということ、数字をもって、ある程度判断していただきたいと思えますので、この辺りをNTT東西様にそれぞれの試算値を提示していただくことを希望する、要望するところがございます。その上で判断するということではいかがでしょうかという提案でございます。

続きましてスライドの6をお願いします。こちらは負担の対象外とされたモジュール、これについて事業者がどのように把握し、誰が総務省様あるいは支援機関に対して報告するかという問題のところでございます。こちらも考え方が大きく2つありまして、一つは、これは総務省様の御提案のところだと思いますが、MNOであれMVNOであれ、要は直接自分でお客様に最終利用者に対してサービスを提供しているところが申告をすると、自分でモジュールを提供しているわけですから、これはもう把握できると。なので、それを申告、報告してくださいというのが一つの考え方。

一方、もう一つが絵でいうところの左側になりますが、これはMNOがMVNO様、分かりやすくいうと卸先の分も含めて最終的に取りまとめて総務省様あるいは支援機関に対して報告をするところになります。この場合は、MNOとしては自分が提供したものは分かるにしろ、卸したものが、これはMVNO様も同じだと思いますが、自分が卸した先のサービスがモジュールなのか、モジュールでないのか、デバイス、ハンドセットなのかというのは分からないところですので、これを下からというのはここに三次、二次、一次という階層的になっている場合には、それぞれのMVNO様から上位のMVNO様に対して申告なり報告いただいて、それを最終的にMNOが把握して、これを総務省様に報告する考えが左側でございます。

これも、それぞれメリット、デメリットというか、いろいろ課題はあると考えておりまして、前者の今、総務省様で考えられているような直接、最終的なサービスの提供事業者が報告する場合には、一つ悩ましい問題は、この3万契約未満のMVNO様、これは多分恐らく報告規則の外にあると思いますので、この数字が適切にカウントされなくなる可能性をどうするか。これは実際、単金の算出が適切に算定されるかどうかという問題に直結する問題だと思っています。

もう一つは、単金の話のほかに負担を求める、つまり、転嫁をするといったときにどういった問題が起きるかということではございますが、現実を考えますと例えば卸した先の事業者様、ビジネスモデルによって例えば100%モジュールを提供するMVNO様もいらっしゃるれば、いやいや、モジュールはありませんと、ハンドセットのサービスしか提供し

ていませんという両極端もあれば、あるいは中には、いや、3割程度はモジュールですとか、いや、7割ですとか、いろいろあるわけですね。こういったMVNO様ごとの通信モジュール比率というのをちゃんと把握できていればいいんですけども、もしこれがしっかりと把握できずに制度を運用していくとする場合は、MNOからMVNO様に請求する、転嫁する場合には、基本的に全部これはモジュールでない前提で請求することになりますので、この辺りの制度の公平性、不公平性というのをどうするかというところが課題になるのかなと思います。

一方、私どもがいいのではないかと申し上げている左側は、これは申告に頼るというところがありますけれども、もし、その申告が正しいのであれば、これはそういった不公平なり乖離が起きないことになります。ただし、問題はこのMVNOガイドラインの改定が必要だと。具体的に言うと、あまりMNOがMVNO様のビジネスモデルのところに介入するみたいな話になりますので、この辺の是非というものが問われるところがあります。

続きまして、スライドの7をお願いします。こちらが支援機関への報告、納付のサイクルの観点で負荷軽減の要望でございます。電話のように毎月のように報告するとなると、今回、ブロードバンドの場合は先ほどのように階層構造とか、モジュールとか、いろいろ難しいものがありますので、この負荷をできるだけいかに軽くするかを考えますと、四半期単位での報告とすることでも仕組みとしては回るのではないかとこの御提案でございます。

続きまして、スライドの8をお願いします。これは公衆無線LANの扱いでございます。これは弊社についてになります。私どもの場合はお客様、これは携帯電話のお客様、あるいはauPAYアプリの利用者に対して、これは原則申込み不要、無償で提供しているのが実態でございます。このような形で提供されるサービスに対してユニバーサルサービス料を別に転嫁するとなると、なかなか利用者の理解が得られないということで、複数サービス利用者に対しては二重三重に請求されるおそれも、懸念も出てくるところでございます。特に通信障害の発生時とか、災害時における通信手段の確保など公共的な役割を果たしていることを考えますと、この負担対象役務に公衆無線LANを位置づけることについては、慎重な検討が必要であると考えております。

最後、スライドの9でございます。こちらはD2C、Direct to Cell、これは携帯電話が衛星から直接電波を受けて提供するサービスのことでございます。こちらをどうするかという問題です。このサービス、原則としてはモバイルブロードバンドの

便益を享受しているということなので、応分の負担をすることは確かに適当であろうという事は考えております。しかしながら、これもお客様の観点に立ちますと地上のネットワークと、それから衛星系のネットワークの区別なく単一の通信サービス、モバイルブロードバンドとか携帯電話のエリア拡大によって利便性が向上すると認識されていることでもありますので、このサービスはキャリアアグリゲーションみたいなものと同じで一回線として扱っていただくことが適当ではないかと考えております。

弊社からの説明は以上になります。ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、ソフトバンク株式会社から意見等を頂戴したいと思います。よろしく願いします。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクの南川です。よろしくお願いいたします。では、本日はこのような御説明の機会いただきましてありがとうございます。弊社の考え方について、資料に基づいて御説明させていただきます。

右上、2ページ目になります。まず、コストの算定の基本的な考え方ですけれども、以前のワーキングでも御説明させていただきましたとおり、競争の補完としての制度趣旨を踏まえると、負担すべきコストはサービスの維持に最低限必要な範囲とすべきと考えております。それを踏まえまして、NTT東西様から御提案のあった特異判定式に関する当社の考え方を述べさせていただきます。

まず、維持管理係数についてです。特異判定式における維持管理係数については、NTT東西様の設備管理運営費比率を用いることが適当と考えています。これは認可のプロセスにより適正性ですとか透明性が確保、担保されている算定根拠が公表されていることですとか、全国町字の平均値であることから、条件不利地域で見込まれる非効率性だったりとか都市部の効率性も、双方反映されていることを理由に考えております。

続いて、設備更新費用の算定についてです。従来と同スペックの設備への設備更新に係る構築費用については、交付金の算定の対象とすることで異論はございません。一方で、スペックがよりよいものですとか、仕様の異なる設備への更新というものについては、交付金の算定とするかどうかについて都度、妥当性の確認が必要ではなかろうかと考えております。なお、設備更新費用の算定に当たって、既存設備の除却損に関しましては区域指定における除却損の整理と同様、交付金の算定の対象外である認識でございます。

続いて右上、5ページ目になります。こちら共通費の配賦基準についてです。放送と通

信の費用配賦については第6回、1月22日の研究会でもNTT東西様から通信の契約の有無を考慮したコスト配賦について御提案があったと承知しております。その際も放送の契約の有無を踏まえた費用配賦を検討するに当たっては、放送の3分の1といった配賦比率についても利用実態を踏まえた提案をすべきという御指摘があったと理解しております。こちら左下、議事録を抜粋しておりますので御参考にいただければと思います。

こういった議論を踏まえまして、24年3月の報告書では放送の契約の有無に関わらず配賦比率、放送が3分の1、通信が3分の2とした上で、注釈として右下にありますけれども、放送サービスを利用する利用者分に限定して支援区域における一芯方式の費用配賦を検討してはどうかという提案があったところ、既製コストの増大等とバランスも踏まえて運用実態も勘案して継続検討事項とすると整理されたものと理解しております。

このような経緯も踏まえますと、特異判定方式の共通費の配賦であっても、配賦比率3分の1のところを利用実態とかを考慮せず、放送の契約数の割合のみ考慮するというのは不適切ではなかろうかなと考えております。なので、こちら辺、データ量における利用実態の確認ですとか議論がないままの場合には、放送契約者の割合も考慮しないことが適当であろうかと考えております。

続いて、6ページは参考なので飛ばさせていただきます。

続いて、負担金の算定について御説明させていただきます。右上8ページになります。こちら、ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会の引用でもございますけれども、受益の程度につきましては利用者の数に比例するため、ブロードバンドサービスに係るユニバーサルサービスでは一契約当たりの契約単価による負担金を算定するとなっていると承知しております。

それを踏まえまして、負担金算定におけるこれまでの整理といたしましても以下にありますように、例えば集合住宅向けであれば提供されている回線を把握している場合は当該数値を報告、把握しなければ最大戸数の回線数とするですとか、周波数の一体運用に関しましては、どの周波数による提供かに関わらず契約数は一カウントとするような、利用形態に即した負担金を徴収する整理がなされたものと理解しております。それも踏まえまして弊社の考え方、まず、MVNO回線の取扱いについて御説明させていただきます。

MVNO様の利用形態、通信モジュールを使っているかどうかというところはMNOが把握できませんので、そちらについてはMVNO様から利用実態を報告するなど、MNOが利用形態を把握する必要があると考えております。そうでなければ集合住宅と同様に、

全回線を負担するような対象とせざるを得ないことが考えられるかなと思っています。

これらも踏まえて前々回、事務局様から、MVNO様の回線については総務省様に御報告をする整理がなされたと思っております、この事務局案というのはMVNOから報告を受けた総務省が各MNOに対して一MNO単位で当該回線数の通知がされるもの、が必要になるものと理解しています。この辺については具体的な運用を明らかにした上で、各社過度な負担にならないように検討していただければと考えているところでございます。

続きまして、無線LANサービスについてでございます。こちら右肩14ページになります。公衆無線LANアクセスサービスの扱いについては、これまで詳細に議論はされてなかったのかなという理解をしておりますので、負担金の対象の範囲については改めて丁寧に御議論いただけないかと考えております。

右肩15ページ、当社のサービスの説明になりますけれども、当社、公衆無線LANアクセスサービスとしてソフトバンクWi-Fiスポットというのを提供しておりますが、こちらは当社の携帯電話の契約を前提に提供しているものとなっております。したがって、公衆無線LANアクセスサービスの取扱いについての弊社の要望といたしましては、こういった携帯回線契約、ほかのアクセス回線でもいいんですけども、こういうものを前提とした公衆無線LANについては、実態として受益する回線は一回線であること、実態の把握も容易であることから、カウント方法につきましては周波数の一体運用と同様にまとめて一回線一カウントするというのが適切ではなかろうかと思っておりますので、こちらをぜひ御検討をお願いできればと考えております。

続きまして最後、制度運用のスケジュールへの当社の要望になります。初年度の運用スケジュールにつきまして、ぜひ事業者が対応可能なスケジュールについて御配慮いただければと思っております。というのも報告対象の条件だとか、そういったものが複雑であることとか、報告主体となる事業者が多岐にわたることと、こちら辺がまだ完全に決まりきっていないこともございます。我々としては、こういった制度の運用を安定的に行うために、そういった仕様が固まった後にシステム開発をしていく想定でおりますが、こちら、下の図にありますように恐らく最短で回線数の報告、今のままでいくと25年4月からという形になるかと思うんですけども、仕様が確定しない今の状況を踏まえると、システム開発などを考えると、その時期から月次で報告するのはかなり難しいのではなかろうかと思っております。

ただ、初年度に報告する回線数というのは翌年度以降の単価を算定するものに必要なも

のだと考えておりますので、例えば類似の既存の報告を活用するなどを御検討いただき、現実的かつ柔軟な運用について御配慮いただければと考えているところでございます。

弊社からの説明は以上になります。ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

次に、株式会社NTTドコモ様から御意見等を頂戴したいと存じます。よろしくお願いたします。

【株式会社NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。資料4に基づきまして、当初から御説明をさせていただきます。当社は前回の会合において、モジュールの計算方法について意見を申し述べさせていただきました。今回は公衆無線LANサービスに関して意見を申し述べさせていただきます。

1 ページを御覧ください。こちらは9月4日の研究会事務局資料でございます。これまで高速度データ伝送通信役務については、定義は明確化されていたものの、具体的な役務が資料上明示され、公衆無線LANサービスが含まれることも示されました。

2 ページを御覧ください。二重負担金の算定から除外される役務については施行規則に定められており、右側のようになっております。現状は、公衆無線LANサービスはここには含まれておりません。

3 ページを御覧ください。当社の提供する公衆無線LANサービスd W i - F i の概要を御説明しております。当社の公衆無線LANサービスは、かつては携帯電話のデータオフロードを目的に提供しており、携帯電話のオプションサービスの位置づけでございました。その経緯もあり、携帯回線とのシームレスな切替えが今でも可能となっております。現在は無料で、かつ回線契約を条件としない形で提供しておりますが、実態としては携帯電話の補完的なサービスとして提供し、利用されているところでございます。このため仮に負担金の対象となった場合には、利用者の大半が携帯電話と公衆無線LANサービスの二重負担になってしまう見込みでございます。

契約数はこちらに記載させていただいておりでございますが、当社の回線契約の実績があるもの、現在契約中のものと解約されてしまいW i - F i の契約のみ残っているものを含めても、ほとんどの方が回線契約ありに該当すると考えております。

4 ページを御覧ください。こちらは参考でございます。携帯電話とBWAにつきましては一体的に役務提供されている状況に照らしまして回線数は一カウントとして把握するというので、二重負担の回避策が講じられております。

5 ページを御覧ください。以上を踏まえまして、公衆無線LANの扱いに関する当社の考え方を御説明いたします。当社が無料で提供する d W i - F i の公衆無線LANサービスは利用者のほとんどが携帯電話とセットで利用されており、補完的に利用されている実態を踏まえたと、携帯電話と公衆無線LANサービスの二重負担となることは適切でないものと考えております。

d W i - F i につきましては携帯電話とのセット契約を必ずしも条件としておりませんので、仮に利用者に新たに転嫁を行おうとした場合、新たな金銭的負担について利用者より事前同意をいただく必要がございます。これは利用者、事業者双方にとって負担となる可能性がございます。結果的に利用者から十分な理解が得られず、事業者の負担となると最大で年間数十億円の負担となるため、この場合は d W i - F i のサービス継続は極めて困難になるものと想定されます。そのような場合は利用者のサービス利用の選択肢が減ってしまうことに加え、災害時には本サービスのアクセスポイントの半数以上を 0 0 0 0 0 J A P A N として開放しておりますので、このアクセスポイントの数の大幅な減少なども見込まれまして利用者にとっても不利益となる懸念がございます。

また、転嫁については事業者の判断ということになっておりますが、利用者への理解が得られず事業者負担となるケースは、国民の生活に必要な不可欠なサービス提供を受益者によって広く公平に支えるユニバーサルサービス制度の趣旨に合わない可能性もあると考えております。

このため公衆無線LANサービスの提供実態、具体的にはどのような事業者が利用者に対してどのような条件で提供しているのかということをぜひ把握いただいて、携帯電話サービスと公衆無線LANサービスの二重負担を回避する策を講じていただきたいと考えております。具体的には、携帯電話サービスとのセット利用を想定し、補完的に提供される公衆無線LANサービスは負担金算定の対象回線数としてカウントしないことをぜひ御検討いただきたいと考えております。

6 ページを御覧ください。こちらは、当社が各社のホームページを基にして独自で調べたものでございますが、携帯4社の提供する W i - F i サービスの一覧でございます。

7 ページでございます。こちらは、大規模災害時に無線LANのアクセスポイントを各社共通の S S I D で開放する 0 0 0 0 0 J A P A N の取組の御紹介でございまして、当社の d W i - F i もこれに参加をしており、大規模災害時には無線LANのアクセスポイントの無料開放を行っているところでございます。

当社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、テレコムサービス協会様から御説明を頂戴したいと思います。これまで議論されてきましたMVNOの通信モジュールに関する回線数などについて、MVNO側の御意見を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会のMVNO委員会の中野と申します。本日は御説明の機会をいただきありがとうございます。資料5に沿って御説明させていただきます。

まずは、おめくりいただいて右肩1ページ目となります。前回、前々回の本会合ではMVNOの通信モジュールの提供回線数等の把握について議論がなされてきたところ、MNO、MVNO間の公正競争の確保や事業者負担の軽減等の観点から、現状の報告規則に合わせた運用案が提示されている状況と認識してございます。この点、当委員会内での検討を踏まえた考え、要望等について、次ページより御説明させていただきます。

右肩2ページをお願いします。まず、1点目として、ブロードバンド、ユニバーサルサービスの負担金算定に関わる回線数の報告についてになりますけれども、事業者間の競争に影響を及ぼす可能性やMVNO各社への運用負担等を考慮しますと、総務省事務局様案のとおり報告規則を改正の上、総務省殿がMVNO各社からMNOごとに第二種負担金算定の対象外となる回線数等の報告を受けることが望ましいのではないかと考えているところでございます。

現状の報告規則におきましてはSIMカード型、通信モジュール等の区分がありますけれども、通信モジュールとして報告している回線数は負担金算定の対象外であると認識してございます。この点、MVNOによってはSIMカード型であってもIoT端末や閉域網向けの役務、省令40条の7の2に該当する役務であったり、下り名目速度1Mbps未満の役務、音声のみの役務等が含まれている場合もありますことから、そのような役務も報告対象として負担金算定の対象外としていただくことを要望させていただきます。

また、総務省規則の改正に当たっては項目追加や集計単位の細分化等が想定されますので、作業や運用が複雑になることも想定されますため、MVNO各社が共通認識にて適切に報告するために、報告対象役務の定義や区分について明確化いただくことを要望させていただきます。

続いて報告のタイミングについてになりますけれども、正確性の観点からは電話のユニ

バと同様に毎月実施が望ましいものの、MVNOの事業規模、体制は大小様々でございます。その運用の負担を考慮しますと現状の報告規則と同様に四半期ごととし、報告期間については3か月分とすることが望ましいのではないかと考えてございます。

続いて右肩3ページ目です。こちらは、ブロードバンドのユニバーサルサービスの負担金のMVNOへの転嫁についてになります。負担金については、電話ユニバと同様にMNOからMVNOに転嫁されるものと考えてございますけれども、その転嫁方法が現在不明というところで、どうなるかということが分かりませんので、懸念を一番持っているというところでございます。MVNOには多種多様な事業者が存在し、主要な事業分野、個人向けであったりIoT向け等、一様ではないことを踏まえ、MNOからMVNOへの負担金の転嫁について、MVNOごとの対象回線数を把握できないことを理由に、仮にMVNOに何かしら一律の割合で負担金を転嫁することとなれば、MVNO間の不公平につながるおそれがあるのではないかと考えてございます。

この点、MVNOの報告に基づく一次MVNOごとの負担金対象回線の割合に応じてMNOはMVNOに負担金を転嫁することで、MVNO間の不公平は一定程度、確保できるものと考えてございます。詳細のフローについては次ページで御説明させていただきますけれども、MNO各社に対しては、また、総務省等から通知される、こういった一次MVNOごとの負担金対象回線数の割合が目的外利用されないように御配慮いただくところは必要になってくるのではないかなと考えてございます。

こういった上記の運用については、上流のMNO及び一次MVNOを特定する必要がございますので、報告規則の中でMVNO各社からMNOごと、かつ一次MVNOごとの報告を受ける必要が出てくると認識してございます。

以上の考えを踏まえ、回線数報告と負担金転嫁のフロー案というのを御提案させていただきますので、次のページ、4ページ目をお願いいたします。こちらがMVNOに関する回線数報告／負担金転嫁のフロー案になります。まず、図の左側で①ですけれども、報告規則によってMVNO各社は総務省様へMNOごと、かつ一次MVNOごとの回線数、負担金算定対象となる役務、対象外となる役務ごとの回線数を報告するような形で、こちらは現在の報告規則を踏まえ、契約数3万以上の事業者が報告対象になるものと考えてございます。

その後、②番、総務省、支援機関がMVNO各社の報告数を基に集計しまして、MNO各社に対し、MVNOの報告に基づく一次MVNOごと、これは二次MVNO以下のもの

も含みますけれども、そちらの対象回線数比ですので、負担金算定対象となる回線数の割合等を通知しますと。また、適正性を確保する観点から一次MVNO各社に対しても同様に対象回線数比、内訳として二次以下の対象回線数比を含みますけれども、こちらを通知しますと。③としましては、MNOは一次MVNOの卸回線数と一次MVNOごとの対象回線数比を基に負担金を請求するような流れを考えているところです。④としては、一次、二次のMVNO間、二次、三次のMVNO間の負担金の請求については個々に協議調整等を行い、適切に請求するところを考えてございます。

以上がフロー案になりますけれども、この下の囲みのぽちちのところですが、現状の報告規則を踏まえたと、契約者3万未満のMVNOについては回線数報告がされないことになりますので、契約数3万未満の一次MVNO対象回線数比は算出することができないことになります。そのためMNO各社は契約者数3万未満の一次MVNOに対し、個別協議による負担金の調整などの対応が必要になるのではないかなと考えてございます。

また、これは将来的な話になりますけれども、直接番号指定を受けるMVNO、フルMVNOのような構成といった、そういった事業者が現れた場合には、回線数の把握方法は別途検討が必要になるのではないかなと考えているところでございます。

MVNO委員会からの説明は以上となります。ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

最後に、日本ケーブルテレビ連盟様から御意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】 日本ケーブルテレビ連盟、小林でございます。資料、共有させていただきます。それでは、本日は研究会での御説明の機会をいただきありがとうございます。早速ですが始めさせていただきます。

まず、次のページでございます。アジェンダでございますが、記載の3つの項目に関して説明をさせていただきたいと思っております。

次のページです。まずは、HFCの標準判定式でございます。

次のページです。HFCの標準判定式については今年の3月の報告書において、HFC及びワイ固専用型の標準判定式については、FTTHの標準判定式に補正をかけて構築することが適当とされております。

次のページです。HFCの標準判定式について、どのように補正をかけるかについて、その考え方につきまして以下3ページを用いて説明をさせていただきます。まず、HFC

の特徴を考慮します。左の図にございますように、HFCの幹線区間というのは同軸ケーブルと光ケーブルの区間に分けることができます。同軸区間につきましては、光ノードからタップオフまででございます。また、光ケーブル区間につきましては光ケーブルが敷設される区間でございます、基本的にはFTTHと同じであり、そういった意味ではそのコストは同じであると考えることが可能でございます。

左の図にございますが、次に回線の収容比を考慮する必要がございます。FTTHの分岐数に相当するHFCの分岐数でございますが、FTTH32回線に対しHFCは200回線の設計値を適用させることが妥当と考えます。

次のページです。HFCの補正值に関しましては、維持費補正係数としております。この維持費につきましては設備量、すなわち設備投資額に比例するものとの前提に、光ケーブル区間と同軸ケーブル区間の設備量を基に維持費補正係数を算出することが適切であると考えます。構成員限りとなっておりますが、実際の設備量についての補足データとなります。左の図は、同軸ケーブル区間の設備が要素別のコスト例を示したものでございます。こちらの配線ケーブルと書いた同軸ケーブルのコストが大部分を占めることが分かります。

また、右の図にございます。こちらは、同軸ケーブル区間と光ケーブル区間の距離を示してございまして、同軸ケーブル区間の距離のほうが大幅に長いことを示してございます。また、その両者の距離当たりのコストでございますが、光ケーブル区間のほうがやや高いものの、ほぼ同じというのがデータでございます。

次のページです。これまで述べた内容を踏まえ、HFCの標準判定式の補正式、すなわち維持費補正係数を以下の7つの要素により求めることができます。同軸ケーブル区間の距離当たりの単価、こちらではAと記載させていただいています。光ケーブルの区間の単価B、そしてその単価の比率、それが維持費の比率となりますので、維持費比率がB分のAと表せることができます。また、HFCとFTTHの光ケーブルのコストは同じという前提を持っておりますので、その維持費比率をDとした場合、1となります。次に、同軸ケーブルの区間の総延長の比率をCとした場合に、同様に光ケーブルの延長比率は $1 - C$ となります。最後に回線の収容比をEとして、囲みで示した式で算出ができるのではないかと考えております。同軸ケーブルの延長比率のCに維持費比率のB分のAを掛けたものと、光ケーブルの延長比率 $1 - C$ にHFCとFTTHの光ケーブルの維持費比率Dと、さらに収容比Eを掛けたもの、その2つの和となるかと考えます。

以上、HFCの補正值についての説明になります。

次のページになります。ここからは9月4日の事務局資料でのヒアリング項目として記載された項目の中から、特異判定式の内容について説明をさせていただきます。

次のページです。これは9月4日のNTT東西殿で出された資料になりますが、実際の構築費用についての考え方が示されておりました。

次のページです。当連盟では、まず実際の構築費用については、先ほどのページにありますとおりのNTT東西様の考え方に賛同いたします。次に、維持管理係数については各事業者の実態に即した値になるべきではございますが、多くの中小の事業者はNTT東西殿の接続料の算定に使用される数値を基にしたようなデータを出すことは非常に難しく、実際に係数を算定することは非常に困難かと考えます。したがって、NTT東西殿の維持管理費を使用するのが適当であると考えます。

次のページです。次に、特異判定式の更新費用の算定についての更新の対象についてでございます。事業者が行う設備更新の内容は、同じく9月4日のNTT東西殿の資料9ページにて示された①から⑤があることは、そのとおりかと思えます。ですが、前述のとおり想定される設備更新はあるものの、対象とすべき設備更新は予測可能な平時の必要最小限のものとし、本制度の運用開始は設備の老朽化に限定することに賛同をいたします。将来、設備の老朽化以外の対象が原因で事業者が撤退するようなことが起こっては本来のユニバーサル制度の趣旨からは望ましくないため、今後の制度運用において事例の蓄積、検証を行い、事業者の過度な負担とならないよう、必要に応じて見直しを行っていくことも考慮すべきと考えます。

次のページです。負担金を徴収する対象についてでございます。

次のページです。今回、集合住宅向けに提供される役務に関わる負担金の徴収については、回線数を単位として徴収するというので、こちらについては賛同をしております。回線数の数え方につきましては、最終提供者が適切な回線数を把握し、報告すること、これについても賛同いたします。一括契約においても集合住宅内に設置する回線数が把握できる場合、もしくは契約で回線数を指定しているような場合にはその数字を用いることが望ましく、一括契約で集合住宅内に設置する回線数が把握できない場合に限り、提供可能な最大戸数を回線数として報告することが望ましいと考えます。

以上となります。これで日本ケーブルテレビ連盟からの説明は終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

【関口主査】 どうもありがとうございました。以上をもちまして、御発表については区切りがつかしました。

ただいまから意見交換に移りたいと存じます。論点が多岐にわたっていますので、テーマを6つほど抽出いたしまして、これらの論点について議論をいただきたいと思っています。6つの論点については、まずNTT東西の御提案の特異判定式の中身について、それから2番目の論点としては、MVNOが提供する通信モジュール等の回線数把握につきまして、3番目の論点としては報告の頻度につきまして、4番目としては回線数のカウントの仕方、あるいは負担金の対象とする役務についての公衆無線LAN等、これについてのカウントの仕方、それから5番目については、HFC方式の標準判定式について、6番目として、集合住宅向け、法人向けサービスについてという6つの論点を抽出し、最後に全体を通じてその他の論点についても御意見等を賜る形で進めさせていただきたいと存じます。

まずは論点の1番として、NTT東西様御提案の特異判定式の中身について、維持管理係数あるいは更新の対象について御意見ある方はチャット欄、もしくは直接の御発言にてお知らせ賜れば幸いです。いかがでしょうか。

春日先生、お手が挙がっておりますのでよろしく申し上げます。

【春日構成員】 春日です。よろしく申し上げます。御説明いろいろありがとうございました。私からはNTTさんのプレゼン資料について、まず1点目は9ページのところに関してです。構成員限りの資料となっていますので数値には触れずにお話しさせていただきたいと思いますが、前回お願いした設備更新費用の規模感についてお示しいただきましてありがとうございました。感覚的につかめることができました。

御説明の中では、頻度はそれほど多くないということだったのですが、そういう理解でよろしいですかね。金額のばらつきが結構大きくて、ケースによっては大きな費用が発生しているというのが率直な感想ですけれども、制度的には必要なケースについては対応しなければいけないのかなと思いました。これがまず1点目で、お礼と感想です。

それから2点目ですけれども、NTTさんの資料の7ページ目になりますけれども、これも前回質問させていただいたところでした。災害対応の費用については別の制度があって、それとの切り分けをどうお考えですかという質問だったんですけれども、今回の資料では個別に判断してほしいということで、災害対応の費用というのも一応ブロードバンドのものとして考慮しておいて、それを個別にこの委員会なり総務省なりで判定していくと

して行ってほしい要望だと受け取りました。この研究会でも議論してきたと思うんですけども、なにぶん最初の制度でありますので、いろいろ事例を蓄積していかなければいけないということであったと思います。そういう意味で、こういう個別のケース、どれぐらい余裕があるのかも分かりませんが、もし個別に判断していけるんだとすれば、そういう対応が必要なのかなと感じました。

そういう観点で見えますと、最初の段階で考える費用を絞ってしまって後から追加を検討するのは、修正がしにくい面があるように思いました。例えば最初にNTTさんがお示しいただいているような幾つかの候補となるようなものを個別に見ていく。その後、要らないんだたらどんどん除いていくとしたほうがやりやすいのかなと。最初からお示しいただいたものを限定してしまってから議論するよりは、こちらの見直しのほうがやりやすいのかなと個人的には思いました。これも感想でございます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。補足すると、災害対応の3条許可は、情郵審の電気通信事業部会での審査になると思います。ここではないと思いますけれども。

【春日構成員】 分かりました。

【関口主査】 NTTさん、今の御感想についていかがでしょうか。何かコメントございますでしょうか。

【西日本電信電話株式会社】 NTT西日本の木下でございます。まず、春日先生におっしゃっていただいた、我々の考えているものを土台として、あとは審査をしていくやり方というのは、我々としては賛同できていると思っています。

あと、頻度の関係、御質問いただきましたが、9ページのところで一旦どれぐらいの規模かというものは委員限りでお示ししてございます。こちら、時間の関係もあつて数ビルをピックアップしたものでございまして、このページにも書かせていただいたのですが、例えば気象条件が非常に厳しかったりだとか、大規模開発があつたりするケースが発生した場合は、この限りではないこともございます。

ですので、一般的にはこういうくらいかなという感覚をまずおつかみいただけたのは非常にありがたかったですけれども、特別な災害以外でも、我々のコントロールができない部分でも変動が起こり得るものだという事については、申し述べた上で、このような規模だということを御理解いただければなとは思っているところでございますが、全般的な進め方としては春日先生の御指摘の進め方で我々としてはよいかなと思っております。以上でございます。

【関口主査】 どうもありがとうございます。春日先生、特に追加での御議論についてはよろしいでしょうか。よろしいですか。

【春日構成員】 はい、大丈夫でございます。ありがとうございます。

【関口主査】 春日先生、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。もし私が気付いていないようでしたら、直接御発声でも構いません。

砂田先生、お願いします。

【砂田構成員】 砂田です。ありがとうございます。今、春日先生が御指摘になった点ですが私もほぼ同じ意見で、これまで大規模な災害のときは個別にいろいろな補助があったと思うんですが、それ以外の道路拡張だとか、それ以外のものは事業者がコントロールできないにもかかわらず、恐らく補助などの個別対応がなされてこなかったと思われるので、そこについてはカバーしてもよいんじゃないかなと考えておりました。それはNTT東西にとってよいというよりは、むしろ中小の事業者さんが担ったとき不可欠になるんじゃないかと実は考えていたんですが、ただ、先ほど日本ケーブルテレビ連盟の小林さんからは、いや、老朽化のみをまず最初に入れることでよろしいような御発言がありましたので、そうなのかなって思いました。感想ですが以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。感想ということなのでよろしいですかね、特に、聞きっ放しでよろしいということでもいいですか。

【砂田構成員】 はい。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

昨今、大規模な災害が頻繁に起きていますし、先日もモンスーン地帯に突入した様などしゃ降りになってしまい予想しなかった箇所で災害が発生して対応が必要になるとか、設備再構築が必要になってくる様な状況が起き得るので、標準サンプルを提示することはあまり適切ではなく、3条許可申請に基づいて個別に審査をいただくことがよいように私も感じました。ほかの先生方はこの論点1につきましてはいかがでしょう。

大谷先生から入りました。よろしくお願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。今、3条許可の話が出ていて、個別に判断していくものが残らざるを得ないことを理解したところです。予測不可能で、なおかつ金額も多額にわたる可能性が高い更新費用投資額の位置づけについては、そういう考え方で整理ができればと思っております。

ただ、例えば老朽化のための設備更新というのは予測可能であり、また、定常的に発生

し得るものだとも思われますので、そういったものについては、つまりNTT東西様の資料でいうと6ページ目で①から⑤で挙げていただいたもののうち、③については、これはヒアリングでコメントいただいた各社、各団体の御意見でも③についてはよろしいのではないかという御見解もいただいているので、③についてはスタンダードで整備して、残りのものは個別対応というくくりであれば非常に納得性が高いです。また、個別の設備更新費用についての情報が集積され、また、その事例への対応についても予測可能になってくることも考えられますので、個別対応で情報収集していくことも今後のこのブロードバンドユニバのコスト算定についてのプロセスの中に含めていくことが望ましいのではないかなと思って拝見しておりました。

感想と意見の中間ぐらいですけれども、私の考え方としては以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。中間御意見というか、面白い言い方だと思いますけど。私も基本的には大谷委員の整理でよろしいかと思っております。ユニバでカバーすべき費用については全国平均費用で良いとNTTさんがおっしゃっていますので、それを超える部分については個別の対応ということで3条許可申請するという整理になるんだろうなとは思っています。ほかにいかがでございますか。

では、次に移ります。それでは、論点の2番目のところでございます。MVNO提供の通信モジュール等の回線数把握について、御意見ございます方はチャットもしくは御発言にてお願いします。ここについては、たしかKDDIさんが、MNOが直接把握すべきだという御意見だという記憶があります。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。すいません、関口先生、今、声が聞き取れなかったもので、もう一度繰り返していただけますか。

【関口主査】 ごめんなさい。顔を消させてください。すみません。大学からの上り回線は何だかえらい弱くて。論点2、MVNOの通信モジュール等の回線数把握についてですけども、KDDIさんはMNOが直接把握すべきだという御意見でしたね。

【KDDI株式会社】 そうですね。MVNO様から報告をいただいて、我々が卸回線数の部分も含めてモジュールを除いた形で報告すると、そういったイメージをしております。

【KDDI株式会社】 そうですね。MVNO様から報告をいただいて、我々が卸回線数の部分も含めてモジュールを除いた形で報告すると、そういったイメージをしております。

【関口主査】 ここは事務局案とは違うということですかね。

【KDDI株式会社】 そうですね、はい。

【関口主査】 事務局は、総務省が直接調査をして回線把握をすると。MVNO委員会さんもMNOに報告するのではなく、総務省に報告する方が良いという御趣旨の御発表だったんですけども、ここについて先生方、御意見賜れば幸いです。いかがでしょうか。御参加いただいているオブザーバーの事業者様たちからの御意見も頂けたらと、御自由に御意見賜れば幸いです。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。よろしいでしょうか。

【関口主査】 どうぞ、お願いいたします。

【KDDI株式会社】 先ほどMVNO委員会様からの御提案があったかと思えます。こちらについては、私どもとしては基本的に制度がうまく回るのであれば、これについては理解はできるところでございます。大事なことは、特にMVNO委員会様からの御提案の中にあっただのは、MVNOごとに比率というものが多分しっかりと実態が把握できる形にすることだと思いますので、つまり一次MVNOごとの回線数費用を基に負担を請求とすることができるのであれば、これはどういう形であれ、それは私どもがMVNO様からお伝えいただくのか、あるいは総務省様から教えていただくのかはともあれ、そこがしっかりできるのであれば、基本的にそこは問題ないかなとは思っています。

【関口主査】 了解です。あまり御主張はこだわりがないというか、しっかりと情報さえ得られれば構わないという御趣旨だと承りました。どうもありがとうございます。

大谷先生から質問があるということでお願いたします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。何か話がついてしまった感じですので、今さらですけども、KDDI様から、こちらの画面で、総務省が把握する場合に3万契約未満の場合には把握ができない点について、MNOが把握することになると逆にMVNOの事業運営などに負荷がかかってしまうのではないかと懸念を感じまして、その点、この6ページの3行目のところで、事業運営に過度な負荷がかからないような配慮とおっしゃっているところとどう整合するのかというのをお聞きしたいと思って手を挙げたのですが、特にそこはルートについてはこだわらずに、正確な配分比率というか、賦課比率が明確になればということですので、質問としては撤回させていただきます。つまりお答えいただかなくて大丈夫です。ありがとうございます。

【関口主査】 了解です。どうもありがとうございました。

続きまして高橋先生、お願いします。

【高橋構成員】 私も今のところの話で、もうKDDIさんがそんなにルートにこだわら

ないということであれば、MVNO委員会からも直接MVNOとのやり取りというのに懸念があるということであれば、そういう懸念を払拭する意味でも総務省経由でいいんじゃないかと思います。以上、意見です。

【関口主査】 どうもありがとうございました。ほかの先生方、あるいはオブザーバーの方々、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【株式会社NTTドコモ】 ドコモでございます。

【関口主査】 お願いします。

【株式会社NTTドコモ】 MVNO委員会様から、MVNOからの報告規則に基づいて総務省様で取りまとめていただいて、支援機関を通じて我々にモジュールの比率をお知らせいただく案がお示しいただいたと思っております。これは前回の会合で我々が御提案したパターン2つのうちの1つ目の案だと承知しておりますが、MVNO委員会様の資料4ページの下部に、この報告規則の対象外となる3万契約未満の一次MVNOについては、MNOが一次MVNOと個別協議をすると書かれております。

MNOでは特に除外する報告などがなされていませんので、支援機関からは負担対象として請求されるためこの負担金調整についてどのような想定されているのかという点を解説いただきたいです。よろしく申し上げます。

【関口主査】 ありがとうございます。これはMVNO委員会様からの御回答でいいですかね。

【テレコムサービス協会】 それでは、MVNO委員会から御回答させていただきます。

まず、①で報告の対象となるのは、あくまでも3万以上の事業者となりまして、そちらの対象回線と対象外回線の報告をもって、その割合でもって対象のMNO様から支援機関に納める回線数ということで、割合で多分納めることになるんだろうなと思っております。

そこは3万未満のものは入っておりませんので、3万以上の者の割合で納めるということになるんだと思いますけれども、そうしたときに3万以上の一次MVNOであれば、その一次MVNOごとの割合で転嫁いただくこととなりますので、そこについては特に問題ないんだと思いますけれども、3万未満のものについては割合というところが入ってございませんので、そこについては実際の一次MVNOごとのスマホ向けなのか、IoT向けなのかみたいところを考慮いただいた上で、スマホ向けであればもちろん全て転嫁いただくことで問題ないんだと思いますけれども、全てIoTですといったところで転嫁いただくところになりますと、そういった一次MVNOであればエンドユーザへの転嫁というの

は難しくなってくるのではないかなと思いますので、そういったところについては特に、何というんですかね、転嫁いただかないで、その辺はMNO様と御調整いただくことが必要になるのではないかなといったところの記載になってございます。以上です。

【関口主査】 大橋様、いかがでしょう。

【株式会社NTTドコモ】 ありがとうございます。モジュールの比率が報告されないと、基本的にはMNOは全数負担対象として支援機関から請求を受けるため、個別に交渉、協議といっても除外する材料がないため、基本的には全部負担対象という形にしかならないような気がいたします。この②のプロセスの中で一定程度、考慮される仕掛けが必要だと思っております。以上でございます。

【関口主査】 3万未満のところは総務省の把握ができないのかしら。事務局、コメントできますかね。

【KDDI株式会社】 山本ですけれども、よろしいでしょうか。

【関口主査】 どうぞ。

【KDDI株式会社】 今、ちょうどドコモの大橋様が御指摘いただいたところが、まさに私も同じ懸念をしております、弊社の本日のプレゼンでも3万未満のMVNO様をどうするのかというところが課題であると申し上げたところでございます。今、画面表示されておるであろうMVNO委員会様のスライドの4の下のところ、要は報告規則の対象外のこの3万未満については、一次MVNOに対して個別協議による負担金調整などの対応が必要と書かれた趣旨を、多分これが、大橋様が確認をされたんだと思います。

これは我々も同じ懸念を持っておりまして、結局、基本的にはデフォルト、負担を全部いただく対象と転嫁させていただいて、MVNO様御自身のビジネスモデルによると、私、先ほどプレゼンの中で様々なビジネスモデルをされていらっしゃる利用者様がいらっしゃると、それが全てモジュールだとか、あるいはモジュールは一切ないだとか、3割とか4割、7割とか、もうMVNO様によって異なるわけですから、そこは我々は分からないのでMVNO様から教えていただかないと、これは適正な配賦が、負担ができないことになりますので、これを聞くことがガイドラインに抵触しないような整理だけをお願いしたいと考えておりますが、この辺り、MVNO委員会様の見解を、ここで言っている個別協議による対応の具体的なイメージを教えていただければと思います。

【関口主査】 ありがとうございます。MVNO委員会様、お願いします。

【テレコムサービス協会】 ありがとうございます。MNO様で3万未満の一次MVNOの

把握ができないということですので、そこら辺の調整をするためにある程度、全てスマホ向けでやっているのか、I o T混在なのかみたいなところは事業者間の調整の中というか、事業者間のやり取りの中でできればよいのではないのかなということを書かせていただいたんですけれども、何かしら、そういったガイドラインとかの懸念があるということであれば、その調整をする上である程度、数字のやり取りとかが必要になるということであれば、何かしらガイドラインで担保いただいた上で協議をいただいて、適切に転嫁いただくところが必要になるのかなと考えているところでございます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。趣旨は承知いたしました。ありがとうございます。

【関口主査】 事務局から何かコメントがあったらいただけますか。急に振って申し訳ない。

【大堀企画官】 いえ、失礼いたします。我々の見解といたしましては、まず3万未満については、我々は把握できないところであります。事実関係1点目です。

2点目として、御議論を誘導するつもりはありませんけれども、一案といたしましては各事業者の比率を使用する手がございます。契約数3万以上について判明した割合を比率として掛け算をして推測する案になります。すなわち、例えばMNO、一次MVNOごとにみて、報告により判明した契約数3万以上の分の割合が全体の役務の8割をカバーしている場合には、8分の10を掛けてやることで3万未満部分の通信モジュール等の比率を推測することができるのではないかと考えております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本ですけれども、よろしいでしょうか。

【関口主査】 はい、どうぞ。

【KDDI株式会社】 今、案としてお示しいただいた一定の比率を参考にと、例えばそれが8割という今、例えば8割でも7割でもいいんですが、ですけれども、現実には先ほど申し上げましたように、MVNOごとにビジネスモデルが全く異なる場合がございます。例えて申し上げれば私どものグループ会社ですけれども、某MVNOは100%モジュールであったりします。それはMVNO様によって変わってくると思います。なので、全て例えばモジュールだという事業者に対して8割ということ負担をいただくのは、これは多分、MVNO様側が許容されないのではないかなと思います。なので、ここはまさに一

律に適用することの難しさだと思いますので、何らかの個別の対応が必要になるのではないかなと思います。

つまり、MNOが困るというよりはMVNO様がお困りになるのではないかなというところを、これはMVNO様側の御見解をお示しいただければと思います。

【関口主査】 ありがとうございます。大体この3万未満については、まだ詳細が詰め切れてないということで宿題にしませんか。ここだけで時間が終わってしまいそうな気がしますので、次回また報告する機会をつくっていただいて、事前に調整をする等で、この3万未満の解決方法についてはペンディングにしたいと座長判断でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【大堀企画官】 事務局でございます。承知いたしました。

【関口主査】 よろしく申し上げます。意見交換の時間も限られておりまして、まだ入り口しか終わっていない状況ですので何とかスピードを上げてやりたいと思いますが、3番目の論点に入らせていただきます。

報告頻度につきまして、毎月やるという電話ユニバに準じた方法と、それから実務的な対応もあるから3か月に一度という御提案もございましたが、ここについて御意見のある方は御発言をお願いいたします。

先に春日先生で、春日先生お願いいたします。

【春日構成員】 よろしいでしょうか、ここの報告の頻度ですけれども、私、個人的には事務の負担は軽いほうがいいかなと思っはいるんですけれども、もともとブロードバンドユニバの制度自体も基本的には町字ごとの単位でカウントするのだという設計になっており、でもそれだと大変なので、実際にやるときにはもう少し簡便な方法でという形で進んできたものと認識しております。

何となく感覚的には電話の場合と比べて大変そうだなというのは、私も個人的には感じますけれども、3か月に一回でいいよという形で本当に大丈夫かどうかというデータをまだ研究会自体では持ってないとの認識を持っていまして、これについて今、1か月で良いと言い切るのなかなか難しいのかなという気がしています。

一応お聞きしたいのは、例えばソフトバンクさんの18ページ目の資料でシステム改編のスケジュールを示されているんですけれども、実際に1回シミュレーションをやってみて、どんな感じですかということのを伺うような機会はあったりしますかね。もしそういうのできるのであれば、一度やってみてもらって、また改めて判断する方法もあるのかな

と思いましたが。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。一応御提案という形でお受けしたいと思います。

砂田先生、お願いします。

【砂田構成員】 砂田です。KDDIの3か月で一度はという御提案に私は賛成です。基本的に制度の運用コストとか、事業者にとっての行政手続コストは削減したほうが望ましいだろうと思っていますので、非常に大きい観点から言えば、そういうことも日本企業の競争力向上にとって重要であるとも思っていますので、できるだけ毎月じゃなく3か月に一度というのは大変重要な御意見じゃないかなと受け止めております。

1か月を3か月にしたことによる、延ばすことによるデメリット、公平性が著しく損なわれるのかどうかとか、そういうデメリットが3か月にすることによって得られる全体的な事業者も総務省もTCAも含めたコスト削減につながると思いますので、そのメリットを上回るのかどうか、メリット、デメリットの分析は必要かと思いますが、方向性としてデメリットがそれほどでもないということであれば、3か月に一度というのでよいのではないかと思います。

また、ソフトバンクの御提案のシステムの準備というところも大変重要な御提案だと思いますので、スケジュール的にはそういうことを配慮するのは重要なのかなと思っています。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。条件付の3か月という御意見でした。

高橋先生、お願いします。

【高橋構成員】 高橋です。私は砂田先生とは逆の意見で、とりあえず1か月でやってみるほうがいいのかなどは思っています。3か月でやった場合に1か月ごとの急激な何か変動とかがあったときに、これが事業者さんに不利益になるような変動があったときに、3か月単位だと結構対処というんですかね、対応が遅れるかなという気はしていますので、1か月でやってみて、大丈夫そうだったら3か月というのもありなのかなという気はしています。それと電話ユニバなんかの話とこれ、平仄をそろえる必要というのはないのかなという、そういう懸念、これ、事務局にお伺いしたい点であります。

それと、とはいえ小規模のMVNOさんなんかにしてみたら、毎月というのはこれ、かなり大変なんで、これも事務局にお伺いしたいんですけども、規模によって報告の期間を変えるようなことは可能なのかどうかということ事務局にお伺いしたいと思っています。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。内容が多くなりましたが、事務局、お願いします。

【大堀企画官】 高橋先生、御質問ありがとうございます。2点ございました。

1点目、電話のユニバーサルサービス制度との平仄を合わせる必要があるかどうかに関してでございます。ユニバーサルサービス制度については、負担金がエンドユーザに転嫁され得る制度となっております。よって、2つのユニバーサルサービス制度の間で負担金額の確からしさとといったところを担保する仕組みにおいて、何か異なることとする積極的な理由があれば変えることもあり得るかなとも思います。

2点目、事業者の規模に関してでございます。小規模事業者に負荷をかけるということとは逆に、大規模事業者だからこそ、いろいろなサービスをお持ちだということから集計するのが大変だという観点もございます。また公平な負担や、ユーザの負担感といった観点、そしてその正確な金額の観点といったこともございます。これらをてんびんにかけた際のバランスの問題と捉えておまして、小規模事業者ごとにそれぞれの報告のタイミングを変えることや大規模事業者は一律にすることなど、制度設計をする上でどのような観点をやっていくかは皆様にも御意見をぜひ伺いたいと思います。

【関口主査】 ここで聞くとすると、また時間がかかるんだけどな。

【高橋構成員】 これ、議論、頭出しということで、また改めて中身、詰めるということをお願いできますか。

【関口主査】 ありがとうございます。そうさせていただきます。

【大堀企画官】 事務局です。承知いたしました。

【関口主査】 北口先生、お願いします。

【北口構成員】 東工大、北口です。もう頭出しということで今、ここで質問すべきことが分からないんですけども、一つ、先ほどの3か月と1か月で集計した際、1か月でどれだけ変動されるケースがあるのか、何か一度、具体的な情報があれば、確認できればいいなと思っておりました。それで3か月の期間であってもそんなに変動がないのであれば、報告回数を減らす方向で検討するのもよいかと思いますので、なので、まずは1か月で進める方向を私は、意見に賛成したいと思っております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。ここについては次回回しということですが、私も電話ユニバとの平仄をとって、電話ユニバが円滑に進んでいる実態があることを考えて、1か月でいいんじゃないのかなという気はしておりますが、いずれにしても次回以降、またこの議論については改めて議論させていただきたいと思います。論点3については以上

でよろしゅうございましょうか。

そうしましたら論点4、回線数のカウントで負担金の対象役務につきまして、特に公衆無線LAN等について検討としておりますが、これらについて御意見を賜りたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

高橋先生、お願ひします。

【高橋構成員】 高橋です。公衆無線LANの回線数のカウントについてですけれども、これ、実態としては各社さん、言われているように携帯電話の契約に附帯しているというか、一体と考えていいんじゃないかなと私なんかは考えているんで、二重というんですかね、二重のカウントにならないようにするというでいいんじゃないかと私は思っています。コメントです。

【関口主査】 ありがとうございます。私は違う意見を持っていますが、先に長田先生から手が挙がっておりますので長田先生、お願ひします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。今の御指摘と同じような意見に私もなるんですけれども、ユーザーの立場から考えますと、スマホを持っています、その番号一つにつき負担をしていきますという考えになったときに、スマートフォンとしてのふだん利用している中に公衆無線LANも一つの、何というか、利用のパッケージの中に入っているとユーザー側としてはずっと思っていたのに、この分とこの分、2つ分の負担が一番号にありますということをどういうふうに説明していくのかなとか、そういうふうになった場合、じゃ、公衆無線LAN部分はもう使いませんかというような、何かそういう確認をするようなことになるのかって、いろいろ考えるととても大変だなとは思いました。あと、ユーザーにどう説明するかについて教えていただければと思います。

【関口主査】 ほかの先生方、いかがでしょうか。オブザーバーを含めていかがでしょうか。一委員として、私も……

大谷先生の手が挙がりました。大谷先生、お願ひします。

【大谷構成員】 大谷です。ありがとうございます。ドコモ様の資料で、契約がなくても使える公衆無線LANはドコモとauでサービスされているということですが、0000 JAPANのアクセスポイント数を十分に維持していくことについては災害大国である日本において必要だと思いますし、特に訪日外国人へのライフラインとしてのサポートということを考えていきますと、その部分だけ回線契約とセットではないからといって特出しして、そこに負担金を課することはなかなかとりづらいなと考えておまして。

そういう意味でも、ここを別カウントにしたりする必要はないのではないかと考えておりましたので、そうですね。

特に発災時に、キャリアの壁を越えて利用できるようにしていただいている取組も踏まえ、その部分に過大な負担が、特に個人に最終的に還元されることを考えますと、そうならないように制度設計すべきではないかと考えております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

北口先生、お願いいたします。

【北口構成員】 北口です。私もドコモ様の資料の5ページ目の、無線LANのサービスは携帯電話サービスとセット利用というものは外すという意見に賛成です。それ以外、有料の無線LANサービスに関しては別途カウントすればよいのかなと思っておりました。以上です。

【関口主査】 春日先生、お願いします。

【春日構成員】 私は、何ていうんですかね、公衆無線LANの社会的な役割という意味は理解するのですが、別の面ではユーザさんを惹きつける要素なんかもあったりする。どちらかという、ソフトバンクさんがお示ししているようなサービスとしてやっているようなものに近い面もあるんじゃないのかなという気がするので、一種の契約者さんに対する利便性を与えている面もあるんじゃないのかと思いますので、そこはそんなに区分しなくてもよいのかなと個人的には思います。以上です。

【関口主査】 砂田先生、お願いします。

【砂田構成員】 砂田です。よろしいですか。私も構成員の先生方がおっしゃられたように、スマホを契約すると何となく自然についてきている認識をしている方が、利用者が多いんじゃないか、そういうのが実態なのではないかと思います。また、公衆無線LANの社会的な役割ということも考えた場合に、有料でそれだけ提供している公衆無線LANに関しては別ですけども、無料で提供しているものに関しては、もうセットになっているものについては一回線と見なしていくのがいいと思います。

また、キャリアによって契約の形が違うのかもしれないんですけども、ソフトバンク的な契約をすれば一回線と問題なく見なせるということであれば、そのような契約形態を例えば利用者に提供するとか、そこは考えどころだと思いますが、原則としてもうセットで無料で提供しているものについては、改めて一回線を増やすような判断はなされなくてよいと考えています。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかの先生方、オブザーバーの方、いかがでしょうか。

【株式会社NTTドコモ】 ドコモでございます。先生方からのコメント、ありがとうございました。ソフトバンクとドコモでは、携帯電話契約を公衆無線LAN契約の条件にしているかどうかという大きな違いがございます。実態として、セット利用の想定までカウントしない対象を含めるかどうかというところが議論の論点になると思いますが、改めてセット契約とするとしても、ユーザ同意を改めて取り直す必要がありサービスの継続に大きな影響があることを懸念しております。その点を御考慮いただけるとありがたく存じます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。大分時間も迫っているんですが、一委員として私も意見を述べさせていただきたいと思います。

ソフトバンクさんのように携帯電話会社の契約を前提に公衆無線LANを提供するのは非常にすっきりしていて、ここはカウント一でいいと思います。その意味でセット利用を明確に示す場合であれば、ソフトバンクさんと同等の扱いをすることは可能になると思うんですが、NTTドコモさんの3ページ目のところで、数はマスクがかかっているんですが、内訳が示されていて、ドコモ回線契約実績ありというのが80%超である、ここに限定して、これ、契約を前提としてということを示していないところが課題かとは思いますが、80%強については一回線でみなす可能性はあり得ると思いますし、auさんの場合、8ページですけれども、その数字を御開示いただけていないんですけれども、auアプリ利用者、つまりau契約なしも可って書いてあるんですね。このような回線契約のない人たちをどう扱うかについては、私は慎重に議論すべきだと思っているんですね。

ここは回線契約がメイン、つまり一体として認められる部分を超えていて、d経済圏とかau経済圏という会社としてのビジネス戦略として、契約を超えてユーザ数を囲い込むという一つの戦略としてお使いになってらっしゃる。ここは、私は一回線として扱うことについては抵抗があって、これは転嫁ができなければ原則に立ち返って事業者負担ということも、御考慮いただくべきで一委員として考えています。別に結論を誘導するわけではございませんが、そこについて、ほかの先生方と意見が違うことだけは確認させていただきたいと思います。

大変時間が押してしまって若干時間を超過することはお許しいただきたいと思いますが、4番目の論点については以上で終了させていただきたいと思います。

次に5番目の論点として、HFC方式の標準判定式につきまして御意見等ございましたらお願いいたします。特にありませんでしょうか。HFC方式の標準判定式につきましては、光に準じて少しタイミングずらして御提示をいただくことが前々からお話をいただいておりますので、こういうタイミングで出てきたわけですが、御提案について先生方あるいは事業者の方から、オブザーバーの方から御意見等ございましたらお願いしたいんですが、特段よろしいですかね。

では、論点5は特段の御意見なしということで、時間が迫っておりますので飛ばさせていただきます。

6番目の論点として、集合住宅向け、法人向けサービスにつきまして御意見のある方はお願いいたします。先生方からの御質問にお答えいただくような形でアルテリアさんからの御回答は頂戴しておりますが、その御回答でよろしいのでしょうか。特段、ここもよろしいですかね。

既に時間を2分ほど超過しておりますので、特段ございませんようでしたら全般を通じて御意見等。

大谷先生が別件ということですが、どうぞお願いいたします。

【大谷構成員】 大谷でございます。何か言い残したことがあったのは、放送役務のところですが、各社から標準判定式の3分の2ということ踏襲したいという御意見を頂いていて、中身が見えなかったり、あとはコストを算定するのに過大なコストがかかったり、労力がかかったりということだと、3分の2というのは合理的な考え方だと思うんですが、今回ある程度、計算することができるということなのであれば、3分の2ということに必ずしもこだわらなくてもいけるのではないかなと考えております。実際に算定しなければいけないNTTでは特に違和感がなく受け入れていただいているということのようなので、取りあえず御報告をいただいて、できるだけ実態に合わせて精緻な判断をする必要があるのかなと考えております。

この点もちゃんと十分に議論が尽くされているということでもなさそうですので、また多分、今日のテーマでの再度検討が必要な際に、この論点についても改めて確認をさせていただければと思います。

備忘のために発言させていただきました。以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございました。ほかの先生方、オブザーバーの方から御発言等ございますでしょうか。

【西日本電信電話株式会社】 大谷先生、放送役務の関係について御意見ありがとうございます。いろいろ制度の複雑さとかというのをKDDIさんとかも言っていましたけれども、当社として考えているのは、基本的に3分の1、3分の2を割り切ったのは、あくまで放送サービスの方式間の違いというのを一定の割合でやったということだと理解してまして、放送の未契約者には放送トラフィックは流れませんということは前回御説明したと思いますが、標準判定式において、3分の1、3分の2と割り切ったので、特異判定式においても割り切りますというのは乱暴だと我々は思っています。

しかも当社のルーラルエリア放送で用いられるのはIP方式が主ですけれども、全体の約3%しかないと前回お伝えしました。3%しかないのに全体を3分の2にしますというのは、それはさすがに我々としても取り得ないかなと思っており、契約者数の把握そのものはそんなに難しい話ではございませんので、契約者数を把握して、その分だけを3分の2に縮めるということは、そこまで複雑な制度にはならず、かつ先生がおっしゃっていた実態に合ったものだと思いますので、そうしていただきたいと私たちは考えているところでございます。

長くなりましたけれども以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。そろそろ意見交換を終了してもよろしいでしょうか。

それでは、ここまでで議論を終了したいと思います。本日御説明を頂戴いたしましたNTT東西様、KDDI様、ソフトバンク様、NTTドコモ様、テレコムサービス協会様、そして日本ケーブルテレビ連盟様、各社様、お忙しいところ御参加いただきましてどうもありがとうございました。

それでは、次回日程につきまして事務局から説明をお願いします。

【望月課長補佐】 事務局でございます。本日も皆様、御議論ありがとうございました。

次回会合につきましては後日、事務局から御連絡申し上げます。

【関口主査】 以上をもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会、第12回会合を終了いたします。

どうもありがとうございました。これにて失礼いたします。

(以上)